

第1章

東日本大震災の概要と被災地の現況



岩手県大船渡市内（発災後1か月）

第1節 東日本大震災の概要

第2節 被災3県へのインタビューとデータで見る復興状況

第1節 東日本大震災の概要

1 地震の概要

平成23年（2011年）3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島東南東130km付近、深さ24kmを震源とするマグニチュード（M）9.0の地震が発生し、気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名するとともに、政府はこの地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害の名称を「東日本大震災」とすることを閣議決定した。

この地震は大正12年（1923年）の関東大震災のM7.9、昭和8年（1933年）の昭和三陸地震のM8.1などを上回る日本国内観測史上最大のものとなり、アメリカ地質調査所の記録によれば、1900年以降、世界で4番目の規模の地震とされている。本震による震度は、宮城県北部の栗原市で最大震度7が観測された他、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などでは震度6強を観測。北海道から九州地方にかけて、震度6弱から震度1の揺れが観測された。

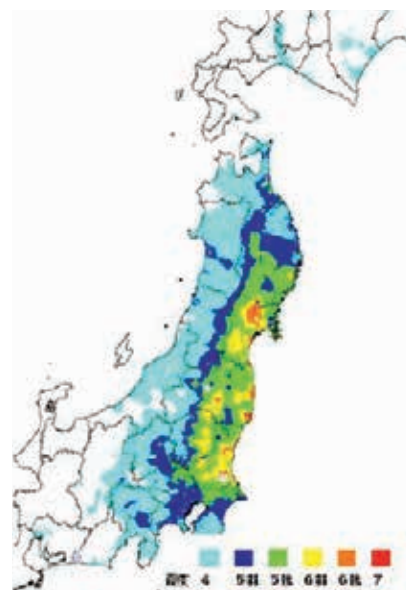
また、その後も強い揺れを伴う余震が多数あり、気象庁によると、4月7日に宮城県沖を震源として発生した震度6強の余震をはじめ、5月31日までに、最大震度6強が2回、最大震度6弱が2回、最大震度5強が6回、最大震度5弱が23回、最大震度4が135回観測された。

東日本大震災の概要

発生日時	2011年3月11日14時46分頃
震源	三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島東南東130km付近）
マグニチュード	9.0
震度	震度7 宮城県北部 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸東部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県東部、千葉県西北部
死者	19,759名（岩手5,145名、宮城10,568名、福島3,931名） ※震災関連死を含む
行方不明者	2,553名（岩手1,110名、宮城1,215名、福島224名）
住宅被害（全壊）	全壊122,006棟（岩手19,508棟、宮城83,005棟、福島15,435棟）
災害救助法の適用	241市区町村（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県）

出典：「復興の現状と今後の取組」（令和4年8月）復興庁

震度分布図



出典：「復興の現状と今後の取組」
令和4年8月 復興庁

大量の帰宅困難者、液状化現象

首都圏においては、震度5強が観測され、交通機関が不通となったため、大量の帰宅困難者が発生する事態となり、徒歩で帰宅しようとする人々で歩道は大混雑した。帰宅できなかった多くの人々が勤務先や駅周辺等で一夜を明かし、約9万4千人が都の関係施設や都立学校、区市町の一時受け入れ施設を利用した。

また、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県の高い範囲で液状化現象が発生し、マンホールが持ち上がるほどの砂の噴出、家屋や電信柱などの傾斜や沈下、水道、電気、ガスといったライフラインの一時停止などの被害が生じた。



液状化現象（千葉県浦安市）
出典：内閣府ホームページ

2 津波の概要

東北地方太平洋沖地震により、太平洋沿岸部の各地を襲った津波の高さは、福島県相馬市で9.3m以上、岩手県宮古市で8.5m以上、宮城県石巻市で8.6m以上などが観測されたほか、宮城県女川漁港では14.8mの津波痕跡も確認（港湾空港技術研究所）された。

国土地理院によると、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県における浸水範囲は、山手線内側の約9倍の面積に相当する561km²に及んだとされている。また、陸地の斜面を駆け上がった津波の高さ（遡上高）では、全国津波合同調査グループによると、国内観測史上最大となる40.5mが観測された。

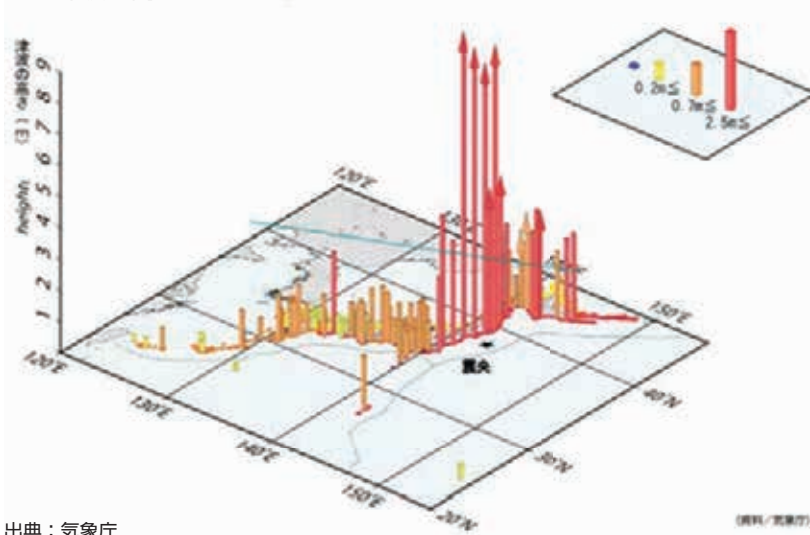


岩手県田老町
出典：内閣府ホームページ



岩手県陸前高田市
出典：岩手県ホームページ

津波の高さ



出典：気象庁

津波浸水範囲（岩手県～福島県）



資料：国土地理院

3 原子力災害の概要

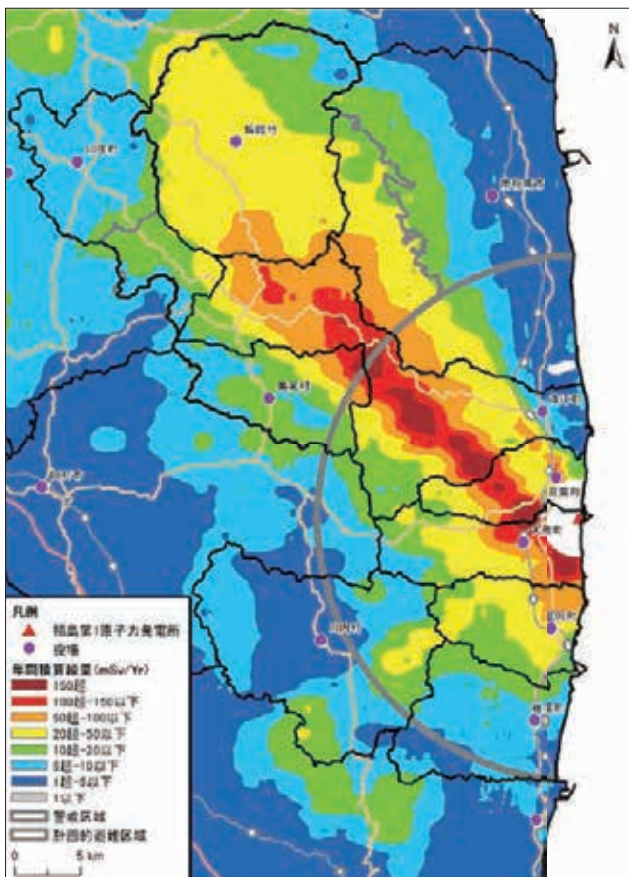
3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生により、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉6機のうち、運転中であった1号機から3号機までの全てが自動停止（4号機から6号機までは定期検査による運転停止中）し、全交流電源が喪失した。さらに、1号機及び2号機では非常用炉心冷却装置による注水が不能となり、3号機では原子炉冷却機能が喪失した。また、1号機から4号機までの使用済燃料プールの冷却も困難となった。

翌日以降には、1号機、3号機及び4号機において水素爆発と思われる爆発が発生し、発電所内施設の損傷に留まらず、放射性物質が外部へと放出される事態となった。このため、発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として原則立ち入り禁止となり、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどした。また、放射性物質は、福島県内だけでなく、東日本の広範囲に拡散し、放射能汚染の問題は、農林水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安を招くなど、国民生活に深刻な影響を及ぼした。



(出典：東京電力)

放射線量分布（平成23年11月時点）



出典：内閣府「原子力白書2019」

避難指示区域（平成23年4月時点）



出典：内閣府「原子力白書2019」

第2節 被災3県へのインタビューとデータで見る復興状況

東京は、電力、食料、人材などの多くを東北の地域に支えられて、今日の発展にいたっている。

都は、震災発生後、直ちに職員を被災地に派遣したことをはじめ、都内への避難者に対する支援や、風評払拭・風化防止のイベントなどを継続して実施してきた。

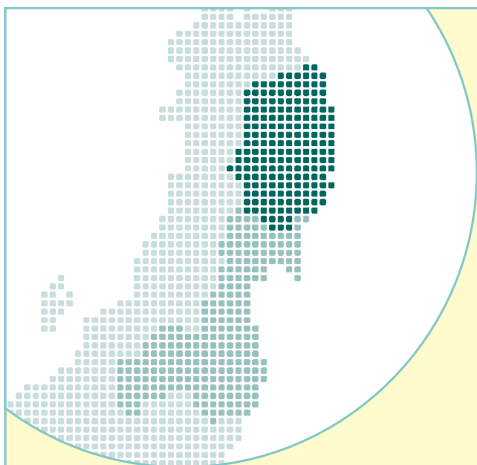
今回、本誌の作成にあたり、これまで都が実施してきた復興支援の取組について、どのように受け止めているか、また、これらの取組がどのように復興の一助になったか、震災を経験した立場として伝えたいことなど、岩手県、宮城県及び福島県の幹部職員にお話を伺った。

各県の現在の復興状況とあわせて、以下に紹介する。

岩手
IWATE

宮城
MIYAGI

福島
FUKUSHIMA



岩手県インタビュー

お話を伺った方	復興防災部長 佐藤 隆浩 様
	復興防災部副部長 兼 復興危機管理室長 大畑 光宏 様
日時	令和4年11月25日
場所	岩手県庁

1 復興状況について

——震災後11年8か月が過ぎ、道路、河川、港湾施設などのハード面を中心とした復興は大幅に進んだことと思います。現段階の貴県の復興状況全般についてお聞かせください。

はじめに、東京都には、震災後、長きにわたり貴重な職員の方々に岩手県に派遣していただき、改めて感謝申し上げます。

現在、岩手県では、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる「よりよい復興～4本の柱」に基づき、復興の取組を進めています。例えば、一つの柱である「安全の確保」では、復興道路が全線開通し、海岸保全施設も計画された事業は今年度中に概ね完成する予定です。

また、「暮らしの再建」では、災害公営住宅の整備が完了し、応急仮設住宅の全ての入居者が恒久的な住宅に移行済みであり、各種の復興の取組は着実に進捗している状況です。

一方で、土地区画整理事業により市町村が買い取った移転元地の利活用、あるいは被災者の心のケア等、引き続き取り組んでいかなければならない課題もあります。

県が設置した「こころのケアセンター」の相談件数は、震災後11年経過してもなお、年間7000件を超える多くの相談が寄せられており、引き続き、中長期的な被災者のケアが必要な状況です。



岩手県庁本庁舎

2 東京都による職員派遣の受入れについて

——これまで貴県の復興事業の推進にあたり、都からも様々な職員を派遣させていただきましたが、職員の受け入れにあたり、貴県としてお持ちになっていた、又は現在もお持ちになっている基本的な考えはありますか。また、他県から派遣職員が来ることに對し、受け入れ態勢はいかがでしたか。職員の受け入れにあたり、難しかったこと、あるいはご配慮いただいたことはありますか。

震災直後、沿岸部では多くの方が亡くなり、街中ががれきが散乱していたような状況でした。陸前高田市や大槌町などでは、多数の職員も犠牲となり、市町村自体の行政機能も立ち行かない、こうし

た中で住民と対応しなくてはならない現場とすれば、仲間の職員が一体何人いるのか、頭数はいくらあっても足りないぐらいでしたので、数が大きな力になったと思います。

他県などとの間で人事交流の経験がない受入職場にとっては、一部では戸惑いがあったかもしれませんが、いかにして応援職員の方々を孤立させず、職場に馴染んで存分に力を発揮していただくか、そうした環境づくりは意識しました。また、職員同士の横のつながりも大事なので、たくさん職員を派遣していただいた際には、出身地域毎に二

人、三人の組み合わせで配置したりもしました。応援を受けた側では、精神的なケアも含め、派遣職員の方が抱える様々な悩みを聞くための面談等を速やかに実施しなければならなかったけれども、混乱している状況では、現場も十分に対応できなかった点があるかもしれません。

派遣職員の皆様には、慣れない土地や職場環境の中で前例のない復旧・復興業務を遂行していただくため、安心して業務に専念し、能力を十分に発揮していただけるよう、派遣職員を対象としたメンタルヘルスケア研修の実施や、冬道での運転に慣れていない職員のための冬道安全運転講習会の実施など、職員のフォローアップに努めてきました。

また、せっかく岩手にお越しいただいているので、仕事だけではなく、岩手のこと、三陸のことを知ってもらう研修会のようなことも各所属でやったり、メンタルヘルスケア研修会と組み合わせて、盛岡で知事と一緒にお酒を飲んでもらったということもありました。

——当初、派遣職員に対する県職員の受け止め方はいかがでしたか。その後、現在にかけて受け止め方に変化はありますか。

当初、派遣職員を受け入れたときは、もしかしたらお客様扱いをしていたこともあったかもしれません。ここまで頼んでいいだろうかとか。岩手県人の県民性かもしれませんが、遠慮するところもあったと思います。そのような中で、派遣職員の方が「私はこういうことができますよ」などと言ってきて、「じゃあこういうことをお願いします」となり、後任の方が派遣で来た時にも遠慮をしないようにしたなど、段々とそういう変化はありました。

——目に見える復興状況として、道路、河川、港湾などのハード面における整備があります。都の技術系職員も支援に携わりましたが、どのようにお役に立てたでしょうか。このように働いてもらったなど、もし具体的なエピソードのようなものがあればあわせてお聞かせください。

ハード整備工事の推進に当たり、応援に来られたみなさんは赴任当初、聞き慣れない地域の方言や土地勘がない中での対応となり、苦慮されたと思いますが、市町村や地域住民などの関係者と粘り強く調整をいただき、確実に復興事業を進めていただきました。

最近まで職員を派遣いただいていた都市計画課では、復興まちづくりの主要事業である土地区画整理事業を担当していただき、全ての宅地造成が完成するなど、事業の推進に大きく寄与していただきました。



冬道安全運転講習会
磨耗したタイヤを履いた教習車に乗り、水を撒いた鉄板上で急ブレーキや急ハンドル体験

また、同様に近年まで職員を派遣していただいていた沿岸広域振興局土木部では、鷓住居川水門、片岸海岸防潮堤、甲子川水門などの復旧工事を担当していただき、今年度までに沿岸広域振興局本局管内において震災からの復旧・復興事業の多くを完了させることができるなど、こちらでも事業の推進に大きく寄与していただきました。東京都からの派遣職員がいなければ、こうした迅速な復旧・復興事業の進捗はなしえなかったものと認識しています。

——東京都は、迅速かつ効果的な支援を実施するため、貴県に現地事務所を設置し、都職員が貴県職員との緊密な情報交換等をさせていただきましたが、どのようにお役に立てましたでしょうか。

震災直後、平成23年3月中に、東京都には現地事務所を設置していただき、管理職員が常駐されましたが、これは、派遣職員のケアやフォローなどの点でも、本当に大きかったと思います。一人で慣れない東北に来て、住民と接しても方言のために言葉が通じず、非常につらい思いをされた派遣職員もいたかと思います。何が原因で困っているのか、我々も把握できていなかった中で、現地事務所の方には、派遣職員の方と直接面談をして悩みなどを聞き出していただき、その後に我々と調整をさせてもらいました。

また、現地事務所の方には、定期的に県庁舎に足を運んでいただき、様々な意見交換もしました。当時、行政機能が麻痺している市町村からは、待っていても情報があがってこない。支援ニーズがあっても、情報を整理して県や国に伝えることができていませんでした。この場合は、こちらからニーズを拾いに行かねばならない、これと同じことが県でも起きていたと思います。東京都の方からご提案も含め、様々なお話を対面でいただけたのは、非常に助かりました。そこまでやっていただけたらぜひ甘えさせてくださいみたいな形で、お世話になったケースも沢山あります。

——職員の派遣に関し、もう少しこのようにしてもらえるとよかったなど、都に対するご意見はありますか。もしあれば、都が職員を受け入れる立場になった場合の参考にさせていただきたく存じます。

職員派遣について、本県から東京都に対しての意見等は特にありません。むしろ、受入環境の不備など至らない点が多々あり、派遣職員の皆様には様々なご不便をおかけしたことと思います。大変な環境にあっても前向きに業務に取り組んでいただいたことに、改めて感謝を申し上げます。

ちなみに、ご参考までにお話すると、本県では、発災当初の派遣職員の受入に当たり、所属ごとの役割分担の整理が不十分であったことや、受入れスキームが未構築であったことなどから、一時、作業が混乱してしまったという反省を踏まえ、人的支援を含む応援スキームをまとめた「岩手県災害時受援応援計画」を平成26年度に策定しました。全国の自治体においても、同様の計画の策定を進め、迅速かつ円滑な災害対応を可能とする体制を構築することが必要なのかなと思います。

3 イベントを通じた風化防止等の支援

——都は、震災の風化防止や風評払拭に向け、「復興応援・復興フォーラム in 東京」等、貴県とタイアップしたイベントをはじめ、様々な取組を進めてきました。こうした都の取組が貴県の復興にどのようにお役に立てているか、ご意見をお聞かせください。

時間の経過とともに、被災地がマスコミに取り上げられる機会が減ってきているため、被災地から

の情報発信の機会自体が減っています。我々からすれば、何をアピールするにしても、やはり人口が一番多い首都圏の方々ターゲットになります。そうした意味では、青森、岩手、宮城、福島 の4県で毎年実施していた復興フォーラムに、途中から東京都にも共催いただいたことは、大変ありがたいと思っています。東京でどのようなアピール展開をすればいいのか、被災地にいる我々の目線と東京都の職員の方の目線では、当然違いが出てくる気がします。やはり東京都の目線を踏まえてイベント等を実施した方が、より大きな効果が期待できると思います。

また、岩手県は、東京や大阪、名古屋などで商談会やフェアなどを行っていますが、それはすでに関係性があるバイヤーを相手に岩手の企業の商品を紹介するという目的があります。今後、岩手の商品の新たな販路を構築していくとすれば、東京都にご協力いただき、都内の商工団体などを通じて、ぜひアピールする機会を作っていきたいと思っています。

4 都内避難者支援について

——貴県から都内への避難者は、東日本大震災後最大で約350人を数えましたが、現在は約120人まで減少してきています。震災後11年を経て、帰還あるいは避難先への定住などが進んできたということだと思いますが、この間の都における避難者支援の取組についてご意見をお聞かせください。

東京都には様々な施策を長期にわたり実施していただき、厚く御礼申し上げます。

不慣れた土地での生活を余儀なくされた本県避難者を温かく受け入れてくださり、震災で希望を奪われた方々が新たな生活の再建に向けて前向きに進むための力添えになったものと考えています。

避難者は徐々に減少していますが、今後も、帰郷を希望している方や支援が必要な方に対し、避難先の都道府県や被災元市町村等と連携しながら、必要な支援を実施することとしていますので、東京都においても引き続き御支援をお願いいたします。

5 震災記憶の伝承について

——東日本大震災から10年以上が経過し、人々の間で震災の記憶が薄れていくことが懸念されているとの声も聞かれます。震災を記憶として後世に伝えていくことについて、お聞かせください。

震災から10年以上も経つと、あの震災を経験していない人たち、子どもたちがどんどん増えてきます。岩手をはじめとした三陸地方は津波の常襲地帯で、明治も昭和の時代も震災津波で何度も被害に遭っています。その度に復興してきましたが、今回は県内で5,000人を超える犠牲者を出しました。過去につらい経験をしたにもかかわらず、なぜ多くの犠牲者を出したのか。また津波は必ず起きると思いますが、同じ失敗を繰り返してはいけなく強く思っています。そうした意味では、あの時何が起きたのか、何がいけなかったのかなど、一人でも多くの人々に伝えていかなければなりません。以前よりも高い防潮堤が整備され、警報が出ても、津波はここまで来ないから大丈夫と安心して避難しない



東日本大震災津波伝承館
(いわてTSUNAMIメモリアル)

と、また同じ悲しみに遭います。特に地元の方々には、少しでも危険と感じたら常に避難するということを繰り返し言い続け、意識づけていかななくてはなりません。

岩手県でも、陸前高田市の東日本大震災津波伝承館（いわて TSUNAMI メモリアル）をはじめ、沿岸各地に震災伝承施設を整備しました。震災を経験していない職員にも言っていることですが、ぜひ全国の皆さんにも、こうした施設に足を運んでいただき、ご自分の目で見て震災の恐ろしさを感じてほしいと思います。

6 今後の課題について

——東日本大震災から11年が経過し、この間、貴県が復興に向けた取組、努力を重ねてこられた中で、当初は想定していなかった新たな課題は何か現れましたか。もしあれば、今後の都の取組の参考にしたいと思いますので、お聞かせください。

避難したすべての住民に戻ってきてもらうという前提でまちづくりをしましたが、整備に時間がかかりすぎたためか、すでに避難先で住居を構えて生活が安定し、地元に戻りたい気持ちはあっても、今置かれた状況がそれを許さないという方が数多くいます。現地を見てもらえると分かりますが、区画整理した地区の空き地の活用が課題となっています。国全体としての問題でもありますが、他の地域と比べても、被災地の人口減少は激しいものがあり、県として人口減少対策を柱として位置づけてはいるものの、有効な処方箋を書けていません。永遠の難問ではありますが、県として正面から向き合っていないといけないと思います。

また、戻ってきてくれた避難者の方たちのコミュニティ形成というか、地域の連帯感の構築という点は、新たな課題かと思います。その地域に元々住んでいた人たちがまとまって災害公営住宅に入ってくるわけではなく、いろいろな地域の方々、町内会の方々が入ってきます。新たなコミュニティの形成に先頭に立って動いてくれる方がいないとなかなか難しい。そういう意味で言うと、ハード面は着実に整備が進みましたが、その後に出てきた課題だと思います。

応急仮設住宅に避難者を受け入れる際に、同じ地域の方々をまとめて同じ住宅に入れて、そのまま災害公営住宅に入ってもらいたいというようなことができればよかったのかもと思います。

発災当時の混乱もあり、それができなかったのが、現状をどのように改善していくか、住民の絆づくり、連帯感をつくっていくということが私たちに課せられた責務です。



釜石市 被災市街地復興土地区画整理事業
(鵜住居地区)

【岩手県の復興状況】

ア インフラの復興

◆復興道路等の整備

復興道路供用延長キロ数

供用中 359km **100%**

災害に強い道路ネットワークを構築するため、三陸沿岸の縦軸及び内陸部と沿岸部を結ぶ高規格幹線道路等について「復興道路」として整備が進められ、令和3年12月の三陸沿岸道路の全線開通をもって完了した。

これら道路の整備完了は、移動時間の短縮、災害に強い道路の確保など、地域経済に大きな効果をもたらしている。



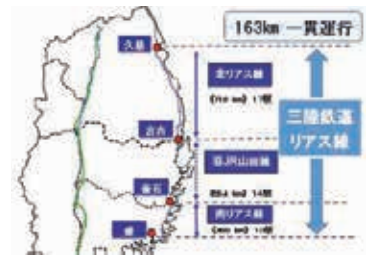
出典：岩手県「東日本大震災津波からの復興の取組状況について」

◆鉄道の復旧

三陸沿岸部を結ぶ南北リアス線（平成26年4月）及びJR山田線の復旧及び三陸鉄道リアス線への移管による開通（平成31年3月）



三陸鉄道運行再開祈念列車



※岩手県資料より

◆海岸保全施設の復旧・整備

復旧・整備箇所数

完了 134箇所 (計画 142箇所) **94.4%**

令和4年3月31日現在 **整備中 5.6%**

被災した防潮堤等の海岸保全施設の復旧・整備にあたっては、津波、都市計画及び地震等の専門家で構成する技術専門委員会が設置され、各市町村の復興まちづくりの方向性を確認しながら、科学的・技術的な知見に基づき、防潮性の高さや配置が検討され、整備が進められている。



宮古港海岸（防潮堤新設）



小白浜海岸（防潮堤・水門高上げ）

〈水門・陸閥自動閉鎖システム〉

東日本大震災により、水門・陸閥の閉鎖作業に関わる多くの操作員が犠牲になったことを踏まえ、災害に強い専用の衛星回線を使用し、安全かつ迅速・確実に水門・陸閥の閉鎖を自動で行うシステムの整備が進行中。



大船渡市合足農地海岸 水門・陸閥自動閉鎖システム

イ 暮らしの再建

◆災害公営住宅の整備

完成 5,833 戸 **100%**

津波等により住宅を失った方への恒久的な住宅供給対策として、災害公営住宅の整備が行われ、令和2年12月までに計画戸数5,833戸が全て完成した。

ピーク時（平成23年10月）には、応急仮設住宅等の入居者数は43,738人を数えたが、令和3年3月には全員が退去を完了した。



災害公営住宅
(盛岡市 南青山アパート)



災害公営住宅
(陸前高田市 栃力沢住宅)

◆土地区画整理

完成 19 地区
4,911 区画 **100%**



土地区画整理事業 (陸前高田市)



防災集団移転促進事業 (大船渡市)

◆防災集団移転促進

完成 88 地区
2,090 区画 **100%**

復興まちづくり（面整備）事業（土地区画整理、防災集団移転促進、津波復興拠点整備、漁業集落防災機能強化）による宅地造成は、令和2年12月までに完了した。

ウ 産業の復興

◆産地魚市場水揚量

震災前3年同期平均値 169,627 t

令和3年度
82,920 t **48.9%**

壊滅的な被害を受けた水産業については、漁船や養殖施設等の復旧は概ね完了し、震災前の漁業・養殖業の生産基盤が復旧した一方、水揚げ量は5割弱にとどまっている。



音部漁港 (宮古市)



釜石魚市場 (釜石市)

漁船等の整備状況・種苗等の生産供給状況

区分	目標値	実績値	達成状況
漁船 (累計)	6,693 隻	4,485 隻	96.9%
養殖施設 (累計)	17,480 台	17,428 台	99.7%

◆農地の復興

津波被災農地の復旧面積

完了面積 542ha

100%



平成 23 年 3 月



平成 27 年 8 月

大船渡市吉浜地区

工 震災記憶の伝承

◆東日本大震災津波伝承館

(愛称：いわて TSUNAMI メモリアル)

日本を代表する震災津波学習拠点として、自然災害に対する先人の英知に学び、東日本大震災津波の事実と教訓を世界中、未来へ伝えていくため、令和元年9月、東日本大震災津波伝承館（いわて TSUNAMI メモリアル）が陸前高田市の高田松原復興記念公園内に開館した。



東日本大震災津波伝承館及び国営追悼祈念施設

オ 復興の軌跡 (出典：復興庁ホームページ「写真で見る復興」)

○釜石市片岸地区 防潮堤



平成 23 年 3 月



令和 2 年 3 月

○大船渡市 JR 大船渡駅周辺



平成 23 年 3 月



令和 2 年 10 月

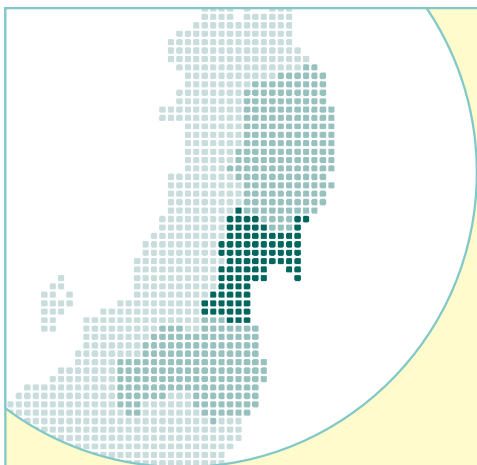
○宮古市 宿漁港海岸防潮堤



平成 23 年 3 月



令和 2 年 10 月



宮城県インタビュー

お話を伺った方	土木部長 千葉 衛 様
	復興・危機管理部理事 兼 危機管理監 兼 副部長 千葉 伸 様
日時	令和4年11月25日
場所	宮城県庁

1 復興状況について

——震災後11年8か月が過ぎ、道路、河川、港湾施設などのハード面を中心とした復興は大幅に進んだことと思います。現段階の貴県の復興状況全般についてお聞かせください。

東京都をはじめ、全国の多くの方々にご支援いただき、こうした支援がなければ、復旧・復興事業が進まなかったと思っています。災害復旧事業で言えば、土木関係全体で2,296カ所あったところ、全体の99%、2,289カ所が終了(令和4年11月現在)し、残りも今年度中にほぼ終了する見込みとなりました。

気仙沼や石巻市の牡鹿半島など、津波被害を大きく受けた地域での整備がどうしても遅れがちでしたが、津波対策としての防潮堤、まちづくりとしての区画整理、災害公営住宅整備など、復興に向けて、ようやくここまで来たという実感です。

一方、被災した県民の心の傷は、10年経過したから癒えるものではありません。集団移転の結果として昔のコミュニティでなくなってしまったため、様々な問題も生じています。ハード整備は終了しても、心のケアとコミュニティの再生は、大きな課題となっています。

また、事業者については、以前と同じ生産・売上になかなか追いついていません。例えば、スーパーなどの小売店は、震災の影響で県内の事業者が納品できないという震災直後の苦しい時期を、他県の業者にご協力いただいたことで凌ぐことができたという背景がある中で、県内の事業者が復活したから関係を断ち切るということはできず、その結果として、県内事業者が以前の販路を回復できず苦労している状況なども見られます。

こうした課題については、中長期的に支援を継続していく必要があると思っています。



宮城県庁本庁舎

2 東京都による職員派遣の受入れについて

—これまで貴県の復興事業の推進にあたり、都からも様々な職員を派遣させていただきましたが、職員の受入れにあたり、貴県としてお持ちになっていた、又は現在もお持ちになっている基本的な考えはありますか。

当時、県は国の集中改革プラン（地方公共団体における行政改革の推進のための指針）を踏まえ、団塊世代の大量退職等に伴う人員削減を進めてきた状況の中で、あの震災が発生しました。そもそも職員が少なくなっている中での大災害で、全くマンパワーが足りない事態となりました。こうした時に、いち早く東京都をはじめ他の自治体から職員が応援に来ていただいたことは、感謝してもしきれません。

来ていただいた職員の方には、ぜひとも地元に戻った際に経験を還元してほしいとの思いから、例えば、グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）に係る事務など、可能な限り被災地特有の業務を経験していただくようにしました。



水産加工団地内新設道路
(令和3年9月 石巻市魚町)



大川災害復旧事業
(令和4年11月 気仙沼市)

—他県から派遣職員が来ることに對し、受け入れ態勢はいかがでしたか。職員の受入れにあたり、難しかったこと、あるいはご配慮いただいたことはありますか。

派遣職員の方々の中には、派遣元との仕事の進め方の違いなどから戸惑ったり、またストレスを抱えている方も多くいらっしゃり、こうしたストレス等の解消の一助になればとの思いから、メンタルヘルス研修や派遣職員同士の情報交換を目的とした研修会、さらには非常に大切なことだと思いますが、懇親会等も各職場で行いました。また、土木部においては、毎年、県幹部と派遣職員との意見交換の場を持ち、仕事や生活に関する改善の要望等を聞き取る等の対応をしてきました。

仕事については、基本的には、やはり本県のやり方に従っていただくよう、そこはご理解くださいと話をしています。ただ、受け入れる側としても、他県の仕事のやり方を聞くことは、刺激にもなりますし、大いに参考になる部分はありました。

なお、東京都には、発災後すぐに現地事務所を設けていただきましたが、こちらの職員の方が、知らない土地で業務に励む派遣職員をケアしてくれたことも、非常に大きかったと思います。

少し変わった話としては、東北特有の状況として、雪道での運転が欠かせないことから、県警本部

や自動車学校と調整し、冬季自動車運転講習会を行ったりもしました。

——目に見える復興状況として、道路、河川、港湾などのハード面における整備があります。都の技術系職員も支援に携わりましたが、どのようにお役に立てたでしょうか。このように働いてもらったなど、もし具体的なエピソードのようなものがあればあわせてお聞かせください。

気仙沼の岩井崎地区という景勝地で防潮堤を整備した際のことで、地元の方々のご理解が不可欠であり、それこそひざ詰めでの意見交換が欠かせませんでした。そうした中、ある時、都からの派遣職員の方が、勤務時間外に手作りで防潮堤の模型を製作していました。本人に何をしているかと尋ねたら、「住民のご理解を得るためには、模型を作ってイメージを示したら分かりやすいのではないかと考えた」とのこと。組み合わせによって、3パターンぐらいに変化する工夫を凝らしており、これを住民説明会で示したら非常に効果的でした。本当に素晴らしかった思い出です。



岩井崎 防潮堤模型A案

また、用地業務において、都から派遣されたベテラン職員がいましたが、もともと用地部門の職員数が少なかった中で、豊富な知識・経験を持つこの方からは、随分と土地所有者との折衝において提案もいただき、大変助かりました。業務を通じて県の若手職員を育てていただいた、いわば都庁職員の方に県職員のOJTをしていただいたようなもので、県としても財産になっています。

——職員の派遣に関し、もう少しこのようにしてもらえるとよかったなど、都に対するご意見はありますか。

発災初期の段階では、派遣スパンは短期間でよかったのですが、復旧・復興のステージになると、少なくとも1年単位で業務に従事していただけるとありがたいと思います。

業務内容にもよりますが、ご存じのとおり、私有地の買収等の用地関連業務でいえば、地権者のところに足繁く通って信頼関係を築くことで、話を前に進めることができますし、工事を進めるにしても、地元住民からすれば、同じ担当者が継続して関わることで、腰を落ち着けた話し合いができるという方もいます。よりスムーズに仕事を進めるためにも、なるべく長期での派遣が望ましいと思います。

また、受入側としては、他県の職員の方に慣れない土地に来ていただいて、例えば3か月でこの仕事をやってくださいというのは、なかなかフォロー体制をうまく構築できなかったことなどもあり、大変申し訳なく感じていました。

3 イベントを通じた風化防止等の支援などについて

——都は、震災の風化防止や風評払拭に向け、「復興応援・復興フォーラム in 東京」等、貴県とタイアップしたイベントをはじめ、様々な取組を進めてきました。こうした都の取組が貴県の復興にどのようにお役に立てているか、ご意見をお聞かせください。

本当に長きにわたり、様々な場面で被災地の情報を発信していただき、感謝しております。被災3県の10年目の状況のVR映像を制作し、都民の皆さんに広く発信していただくなど、我々が首都圏において発信する能力をあまり持ち合わせていませんので、東京都にやっていただくことは、本当にありがたいと思っています。震災直後は、被災地の大変さについて皆さんのご理解を得やすいですが、時間が経つにつれて、見方も変わってくることもあります。フォーラムイベントに東京都にも入っていただいたことは、復興に取り組む上で大きな力になりました。

震災の記憶の風化防止や風評払拭の取組は、まだまだやり続けなければなりません。多くの人に知っていただくという意味では、イベント開催は有効な手段であると認識しています。東京2020大会の時期には、宮城県の食材を使ったランチなども都庁で提供されたようですね。ぜひとも継続的に実施していただきたいものです。

4 都内避難者支援について

——貴県から都内への避難者は、東日本大震災後最大で約1,000余人を数えましたが、現在は約400人まで減少してきています。震災後11年を経て、帰還あるいは避難先への定住などが進んできたということだと思いますが、この間の都における避難者支援の取組についてご意見をお聞かせください。

宮城県から避難した住民については、東京都にも震災初期から多くの方を受け入れてもらうとともに、住宅の確保や就労支援など、様々なサポートをしていただき大変感謝しています。

ただ、10年も経過すると、ご家族の進学や就職などの関係で、東京に馴染んでしまう方も多くいます。これは仕方がないことだと理解する一方、地元自治体からすれば、10年が経過して、沿岸部の人口がこれほど減少するとは想像できませんでした。高台移転をして津波は当分大丈夫という立派なまちを作りましたが、避難した方も戻ってこない、子供たちも成長して都会を目指していきます。多くの方が集まるまちづくりを目指してきましたが、現実はそうっていない、これが沿岸市町の切実な悩みです。

5 震災記憶の伝承について

——東日本大震災から10年以上が経過し、人々の間で震災の記憶が薄れていくことが懸念されているとの声も聞かれます。震災を記憶として後世に伝えていくことについて、お聞かせください。

宮城県は1万人の方が亡くなった最大の被災県です。その死を無駄にしないために、様々な伝承活動をやっていますが、やはり10年が経つと、どうしても人々の心から忘れられることがあります。県民の中にも、もう話をしたくないという方もいらっしゃいますが、今後も大規模な地震の発生が予想されており、我々は津波による被害をしっかりと伝えていかなければなりません。そのため、県内各地に伝



宮城県への教育旅行

承施設や震災遺構を作りました。ただ、こうした施設の維持管理は各市町村が行うこととなりますが、どうしてもそれなりの資金が必要になってきます。やめてしまえば、一瞬にして災害の記憶が消えてしまいますので、その点を危惧しております。

また、あの悲しみを繰り返さないために、被災した人自らが使命感を持って語り部としてご尽力いただいておりますが、実際に津波を経験していない次世代の担い手の育成が難しい課題となってきています。一代限りで終わってしまい、語り継ぐことがなくなれば、昔と同じように、また危ないところに住んでしまうとか、すぐに避難できないことにもつながります。県内は当然として、全国、全世界に発信し続けていかなければならない、これは我々の義務と考えています。最近では、震災に関心を持って、教育旅行で宮城県を選択していただく学校も増えていますが、もっと多くの方々に現地足を運んでいただき、学びの場としてご活用いただければありがたいと思います。

6 今後の課題について

——東日本大震災から11年が経過し、この間、貴県が復興に向けた取組、努力を重ねてこられた中で、当初は想定していなかった新たな課題は何か現れましたか。もしあれば、今後の都の取組の参考にしたいと思いますので、お聞かせください。

復興が進んできた中で見えてくる課題もあります。区画整理や防災集団移転など、被災者の意向を確認しながらやってきましたが、まちづくりには時間がかかるため、10年が経過してようやく完成した時には、被災者の方々も高齢化して事業再建の気力が失われるなど、皆さんの考えも変わってきます。その結果、例えば気仙沼市では整備した土地の約半分が未利用地として残ってしまっています。結果論かもしれませんが、10年も経ってしまうと、被災者の想いとまちづくりがずれてきてしまう、こうしたことが現実として起こっています。



BRT 南気仙沼駅周辺
(気仙沼市ホームページより)

まちづくりは行政側の思いだけで進めることはできません。そこに住んでいた住民の方々の想いや合意、技術的なことについては専門家の知見、また財源となる補助金の入れ方など、様々な事象を総合的に調整していく必要があります。つくったまちに人々が帰ってきてくれるように丁寧にやっていく。結果として時が経過し、ずれがでてくる。各市町村も苦しい中、ここまでやり遂げてきたというところだと思います。人口も関係者も多い東京が同じ状況になった場合、調整はかなり困難を極めるのではと想像します。

最後になりますが、東京都においても首都直下地震などの大規模災害の発生が危惧されています。東日本大震災を機に、住民一人一人の防災意識は高まったと思いますし、防潮堤の整備など、行政機関を中心とした防災対策や、ソフトとハードの対策を組み合わせる「減災」の取組は、震災前よりも格段に進められていると思いますので、この点は本県での教訓を生かしていただき、今後も取組を進めていくことが必要だと思います。

さらに言うと、大規模災害からの復興は、短期的にも中長期的にも時間との勝負です。短期的には復興計画の策定、中長期的には住民との合意形成や予算の確保、各復興事業の取組です。宮城県は発

災後緊急的に部局横断型のワーキングチームを設置し、1ヶ月後の4月11日に「宮城県震災復興基本方針（素案）」を策定・公表しました。この時点で「復旧にとどまらない抜本的な再構築」という本県の復興の基本的な考え方を外部に示しています。

首都機能を有する東京都の場合、地方都市とは異なる課題や調整先が非常に多いと思います。

大規模災害発生時の復興の基本的な考え方や、復興計画策定までの基本的な段取り、計画公表までの意思決定のあり方など、平時から想定できる準備は多くあると思いますので、様々なことを事前に想定して、可能な限り万全な体制で有事に備えていくことが必要だと思います。

そのために、本県の復旧・復興の経験が少しでもお役に立つことが出来たら幸いです。

【宮城県の復興状況】

ア インフラの復興

◆復興道路等の整備

復興道路（三陸沿岸道）供用延長キロ数

供用中 126.8 km（県内） **100%**

宮城県内では、沿岸部の南北軸である三陸沿岸道が「復興道路」として、また県北部の東西軸であるみやぎ県北高速幹線道路が「復興支援道路」として整備が進められ、両道路ともに令和3年12月に全線開通した。

これら道路の整備完了は、沿岸部への移動の利便性を向上させ、被災地の復興の加速化に大きく寄与している。



(出典) 復興庁「宮城県の復興の現状」(令和3年3月)

◆鉄道の復旧

県内鉄道全線
運行再開延長 約 456.0 m **100%**

甚大な被害を受けた一部路線は、令和3年2月にBRTとして復旧（気仙沼線、大船渡線）。



※国土交通省資料より



※宮城県資料より

◆海岸保全施設（防潮堤）の復旧・整備

完了 226.0km
(計画 232.8km) **97.0%**

令和4年10月現在

整備中 **3.0%**

県内の海岸線延長約830kmのうち約28%に相当する232.8kmについて、海岸防（防潮堤）の整備を進めており、従来から存在した堤防についても、必要に応じて、被災前よりも高く整備されている。



区分	事業者	復旧・復興計画		箇所完了		実完成	
		箇所数 (A)	延長[km] (B)	箇所数 (C)	延長[km] (D)	延長[km] (E)	実完成 率[%] (E/B)
農地海岸	国・県	98	26.2	98	26.2	26.2	100%
漁港海岸	国・県・市・町	145	78.6	128	64.7	72.0	92%
建設海岸	国・県	66	619	66	61.9	61.9	100%
港湾海岸	県	37	52.6	36	45.7	52.4	99%
治山	国・県	23	13.5	23	13.5	13.5	100%
合計		369	232.8	351	212	226.0	97%

イ 暮らしの再建

◆災害公営住宅の整備

完成 15,823 戸 **100%**

◆土地区画整理

完成 35 地区 **100%**

◆防災集団移転促進

完成 195 地区 **100%**



災害公営住宅 (石巻市新虹田南D地区)



災害公営住宅 (東松島市柳の目西地区)



土地区画整理 (女川町)



防災集団移転 (東松島市野蒜地区)

※宮城県アーカイブ資料、復興庁資料より

ウ 産業の復興

◆産地魚市場水揚量

震災前 (平成 22 年) 312,526 t

令和 3 年
233,692 t **75%**

県内主要 4 漁港 (気仙沼、女川、石巻、塩竈) の年間水揚量 (令和 3 年) は、震災前水準 (平成 22 年) の約 75% となっている。



気仙沼市魚市場 (平成 31 年 3 月完成)



塩竈市魚市場 (平成 29 年 10 月完成)

※復興庁資料より

◆農地の復興

津波被災農地の復旧面積

完了面積 約 13,000ha **100%**

県内農用地の約 10% に当たる約 1 万 3 千 ha の被災農地について、令和 3 年 3 月末までに営農可能状態に復旧 (除塩を含む) した。また、復旧に伴い、圃場の大区画化が進められた。



◎巨理町 いちご団地

県南地域では、土地集約によるいちご団地が整備されるなどして再生され、JA みやぎ巨理管内は、東北一のいちご産地となっている。

※復興庁資料を引用



◎JRフルーツパーク仙台あらはま

津波で甚大な被害を受けた仙台市若林区荒浜地区の集団移転跡地において開業した観光農園施設

※宮城県公表資料を引用

エ 震災記憶の伝承

◆みやぎ東日本大震災津波伝承館(石巻市)

東日本大震災の記憶と教訓を後世に伝えることを目的として、令和3年6月に開館。映像シアターやパネル展示を通して、県内の被災状況や復興の取組みを紹介。周辺は「石巻南浜津波復興祈念公園」として整備され、亡くなられた方の追悼と慰霊の場となっている。



みやぎ東日本大震災津波伝承館
※宮城県公表資料より

オ 復興の軌跡 (出典：復興庁ホームページ「写真で見る復興」)

○石巻市新北上大橋



平成23年3月



平成29年3月

○女川町女川漁港海岸



平成23年3月



令和元年5月

○仙台市仙台東地区



平成23年3月



令和2年9月

福島県インタビュー

お話を伺った方	総務部長 安齋 浩記 様
日時	令和4年12月1日
場所	福島県庁

1 復興状況について

—震災後11年8か月が過ぎ、道路、河川、港湾施設などのハード面を中心とした復興は大幅に進んだことと思います。现阶段の貴県の復興状況全般についてお聞かせください。

(復興の進展)

東日本大震災発災当時、私は南相馬（相双地方復興局）の現場におりました。その後も、新設された避難地域復興局という組織で復興業務に携わり、震災後の約12年間のうち、3分の2は復興業務に携わってきました。その中で都からの派遣職員を何人かお迎えしたこともあります。皆さん本当に驚くほど優秀で、志も高く、おかげさまで仕事も進んで非常に助かりました。

東京都においても課題山積の中で、これまで継続して優秀な職員を福島県に派遣していただいております。採用が困難と言われている技術職の方も多数派遣していただいております。まずは御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

復興状況についてですが、双葉町、大熊町、富岡町そして葛尾村の帰還困難区域の一部で避難指示が解除され、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入についても、帰還困難区域を除き、令和3年度末までに概ね完了しました。また、福島県の沿岸部は、地震、津波、原子力災害によって南北の縦のラインが寸断されましたが、常磐自動車道、国道6号線、そしてJR常磐線と整備が進展してきました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をひとつのメルクマールとして復興を進めてきたこともあり、震災後10年の節目でもある2020年にJR常磐線は東京から仙台まで繋がりました。復興支援道路である相馬福島道路の開通など、復興を支えるインフラの整備は着実に進んでいるという状況です。

また、「浜通り」と呼ばれる沿岸部は、原子力産



福島県庁本庁舎



福島水素エネルギー研究フィールド（浪江町）

業を中心に栄えた地域でしたが、原発事故により壊滅的な打撃を受けました。そこに新たな産業を創出するために「福島イノベーション・コースト構想」を推進しています。南相馬市の福島ロボットテストフィールド、浪江町の「福島水素エネルギー研究フィールド」、この研究所で製造された水素は東京2020大会時の選手村内で活用されるなど、東京都にもお世話になっております。あるいは国が令和5年4月に設立を予定している「福島国際研究教育機構」など、各種の拠点整備は確実に進んでいます。

(残された課題)

一方で、福島県には大きな課題が残されています。一番大きな課題は、県内に避難指示区域がまだ残っているということです。つまり、住民が帰りたくても帰れない場所がある。当初は県土全体の12%に避難指示が出ていましたが、現在もまだ県土の2.3%が避難指示区域です。

二つ目として、県内外に避難者がまだ約3万人いることです。避難者の生活再建に向けた取り組みも大きな課題です。

さらに、最近ニュースでもよく見ると思いますが、廃炉に向けたALPS処理水の問題です。ALPS処理水の問題によって、農水産物販売等に影響がでないよう十分な注意が必要な状況です。福島県産の農産物が震災前の価格になかなか戻らない、他県産に比べ相対的に低いという状況がある中で大きな課題ということになります。先ほどインフラの整備は進んでいると話しましたが、スタートラインにも立てていないのが2.3%の地域です。この2.3%をどうしていくのか。国は2020年代をかけて帰還困難区域の避難指示解除の取組を進めると言っていますので、今後の8年は私たちにとって大切な8年間になります。

2 東京都の職員派遣について

——これまで貴県の復興事業の推進にあたり、都からも様々な職員を派遣させていただきましたが、職員の受け入れにあたり、貴県としてお持ちになっていた、又は現在もお持ちになっている基本的な考えはありますか。また、他県から派遣職員が来ることに對し、受け入れ態勢はいかがでしたか。職員の受入れにあたり、難しかったこと、あるいはご配慮いただいたことはありますか。

震災の影響で行政課題が次から次へと噴出してきているというのが実情で、それぞれのフェーズにより応援いただきたい内容も変化してきました。震災直後の混乱期は、特にスピード感をもって諸課題に対応していく必要があったことから、業務実績があり即戦力として活躍いただける事務系職員の応援が必要でした。また被災者の心のケアをしていただく保健師等職員の応援は非常に重要でした。その後、インフラ整備に着手できるようになると土木職、農業土木職など技術系職員の応援も必要となり現在に至っています。東京都をはじめ全国からの派遣職員の皆さんは、着任してすぐに職場に馴染んで仕事ができる、そのような職員の方々ばかりでした。

ですので、職員の受け入れに当たっては、知らない土地、はじめての職場で安心して仕事に取り組



職場の懇親会風景

めるよう環境づくりに気を配りました。まずは、生活の基本となる利便性のいい場所での住宅の確保です。また、定期的に懇親会を開催してコミュニケーションを取りやすくしたり、各部局で部局長レベルとの意見交換会の場を設けるなどの工夫もし、現在も継続して行っています。

毎年、派遣職員の皆さんを集めてメンタルヘルス講習会を開催していますが、知事から派遣職員の皆さんに直接御礼と激励をするといったことなどもしています。

また、プライベートでの話になりますが、せっかく福島に来ていただいているので、仕事とは別に、休暇を使って県職員が県内の観光地や美味しいものを食べるに案内するといったことも結構やっているようです。これもコミュニケーションづくりに一役買っていると思います。

——都が長期の職員派遣を開始して2年目の派遣職員合同着任式で、県の幹部職員が「派遣職員の方々から県に対して様々な意見をいただいている。それを真摯に受け止めて庁内で議論したのか？ 見直すべきところは見直していきたい。派遣職員の皆さんからは引き続き建設的なご意見をいただきたい。福島県での経験を今後の仕事、人生の糧にしたい」と壇上から話されました。

そういった意味で言うと、福島県ではF・F（フラット&フレキシブル）型行政組織を導入していて組織のフラット化を図っています。派遣職員の皆さんからもよく、福島県は管理職員と一般職員の垣根が低く、コミュニケーションがとりやすいと褒めていただいています。そのような中で、管理職員と一般職員がいろいろと議論を重ね、復興事業を前進させてきました。



福島県派遣職員合同着任式

また、復興業務と直接関係はありませんが、都の職員の方々から福島県は紙ベースでの業務が多いとご指摘いただきました。本県でも都の取組を参考にして、ペーパーレス化を進めているところです。

——都から派遣された職員に関して、印象に残っているエピソードなどがあれば教えてください。

原発事故後、まだ「フクシマ」とカタカナで出ていた当時、東南アジアに行って福島の桃を売り込んでくれた都の職員がいました。その売り込み方がとても良くて、知事の目にも留まったということがありました。県産品の売り込みということだと、最近の例ですと都内の百貨店で農産物、桃や米などの販売、PRを都の派遣職員にやってもらっています。

その関係から東京都とタイアップして事業展開できたり、知り合いに声がけしてもらったり、都が



都内百貨店フェアでの農産物販売（令和3年）



事業説明会の様子（令和3年）

ら広報の協力をもらうなど、とてもありがたく思っています。

インフラ整備では、都の技術職員の皆さんに、いわき市の久之浜海岸の災害復旧事業や県道広野小高線の整備をはじめ、これまで様々な支援をいただいています。事業を進める中では、地元住民との難しい交渉もありましたが、豊富な専門知識や行政経験を活かし、粘り強く、そして相手の立場に立って丁寧に交渉するなど、高い志をもってご尽力いただきました。

—地震や風水害などの災害時に、貴県から県内市町村に多数の応援職員を派遣していますが、派遣にあたり気を付けている点がありますか。また、他県から派遣要請を受け、貴県が職員を送ることになった場合、どのような点に留意しますか。

自然災害では特に、災害後の状況が刻一刻と変わるので、被災自治体の状況を見ながら判断する必要があると思います。災害直後の混乱期は市町村も多忙で余裕がないので、「プッシュ型」ということを意識しています。つまり、県からリエゾン職員を市町村に派遣して、その職員が市町村の情報を能動的に収集する。一方で、県の情報もそこを通じて的確に伝える。その双方向性が重要だと思います。

また、罹災証明書の発行などの事務的な業務は一般職員の派遣で対応できますが、災害時の意思決定はスピード感が必要ですから、被災市町村長との直接的なやりとりも含め、派遣先と派遣元の調整を効果的に実施するという観点から、リエゾンには管理職員を派遣するようにしています。

3 イベントを通じた風化防止等の支援などについて

—都は、震災の風化防止や風評払拭に向け、「復興応援・復興フォーラム in 東京」や「福島産直市」等、貴県とタイアップしたイベントをはじめ、様々な取組を進めてきました。こうした都の取組が貴県の復興にどのようにお役に立てているか、ご意見をお聞かせください。

復興フォーラムや福島産直市などの各種イベントを東京で実施していただき、非常に助かっています。財政的な支援もそうですが、会場の手配や広報をしてもらうなど、私たちとしては非常に心強いことです。本当にいろいろな形で長期間にわたり支援いただき感謝申し上げます。

私たちが福島県内で情報発信するのも必要ですが、東京都にご支援いただきながら、福島の今の姿を東京でも発信していくことは復興に向けて大きな力になっています。

全国でアンケート調査をすると、福島のは購入しないという方が未だに10%台おり、ゼロにするのは不可能ですが、今後も風評・風化の問題やALPS処理水の問題がありますので、引き続きご支援いただけると非常に助かります。

福島県に派遣された職員の方々は、都に戻ってから福島情報を周囲に発信し続けてくれてます。私たちとしてはとても心強く感じています。福島県の応援団として、ありのままの福島を今後も発信していただければありがたいです。

4 都内避難者支援について

—貴県から都内への避難者は、東日本大震災後最大で約8,000人を数えましたが、現在は約2,400人まで減少してきています。震災後11年を経て、帰還あるいは避難先への定住などが進んできたということだと思いますが、この間の都における避難者支援の取組についてご意見をお聞かせく

ださい。

震災後の初期の段階から東京都には福島県民を多数受け入れていただきました。避難者の住まいの確保というのが喫緊の課題でしたが、都営住宅にも受け入れていただき、最も多い時で8,000人弱の避難者が慣れない土地にあっても安心して避難生活を送ることができました。本当にありがとうございました。

現在も約2,400人の避難者が東京都にご支援いただいておりますが、改めて感謝申し上げます。

5 今後の課題

——東日本大震災から10年以上が経過し、住民の方の中での記憶の風化もさることながら、職員の中でもあの震災を行政職員の立場では経験していない方も増えてきていると思います。震災対応の経験や情報の継承など、新たな課題のようなものがあれば教えてください。

福島県でも大きな課題だと思っています。市町村によっては、災害対応の中で、管理職クラスでもやめられた方がいたり、聞くところによると、6～7割の職員が震災後に入庁した職員という市町村も出てきています。県においても職員の入れ替わりが進んできており、ノウハウの継承などは重要な課題だと思っています。

10年前に震災対応を経験した職員は、現在課長や部長になっている者も多いので、知事からは、それぞれの部局内で機会を捉えて職員に対して経験を伝えていくようにとの指示がでています。そのため、当時どのような状況だったのか、その中でどのように対応したのか、次の世代に繋げられるよう各部局で工夫をしながら、継承に努めています。

記録として残していくのも重要ですし、職員から職員へと口頭で伝えていくというのも必要だと感じています。

日本の場合、自然災害はいつでもどこでも起こり得ます。災害対応のノウハウ、課題は各フェーズで違ってきますので、福島県がそれぞれのフェーズでどのように対応してきたのかというのは他自治体にとってケーススタディになると思います。そういう意味で、福島県を活用していただきたいと思っています。派遣いただいた職員の方々は、現場でその時々状況をつぶさに見ているので、その経験をお役に立てていただければありがたく思います。

福島県はおかげさまでハード面の整備は大きく前進してきた一方で、避難指示の解除や避難者の生活再建、風評・風化対策、処理水の問題など、今後も長い戦いが続きます。

福島県としては、「被災の地、福島」を「希望の地」、そして「復興の地」に変えていくため、職員一丸となって福島の復興・再生に取り組んでいきますので、引き続きご支援いただければ幸いです。

【福島県の復興状況】

ア インフラの復興

◆復興道路等の整備

公共土木施設災害復旧工事の整備



海岸、道路、港湾、漁港施設等の災害復旧を要する工事について99.7%が完了し、沿岸地域の河川、海岸について現在も整備を進めているところである。

被災した沿岸部の交通網については、平成27年3月に常磐自動車道の全線開通、令和2年3月にJR常磐線の全線運転再開などの主要交通網も含め、復旧が進んでいる。

このほか、原発事故により避難指示が出された地域と周辺の主要都市等を結ぶ主要な8路線を「ふくしま復興再生道路」と位置づけ、重点的に整備が進められている。

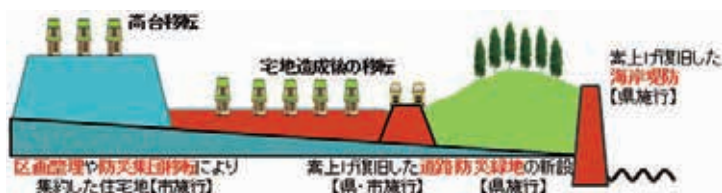
◆海岸堤防等の復旧・整備

防波堤復旧・整備箇所の状況

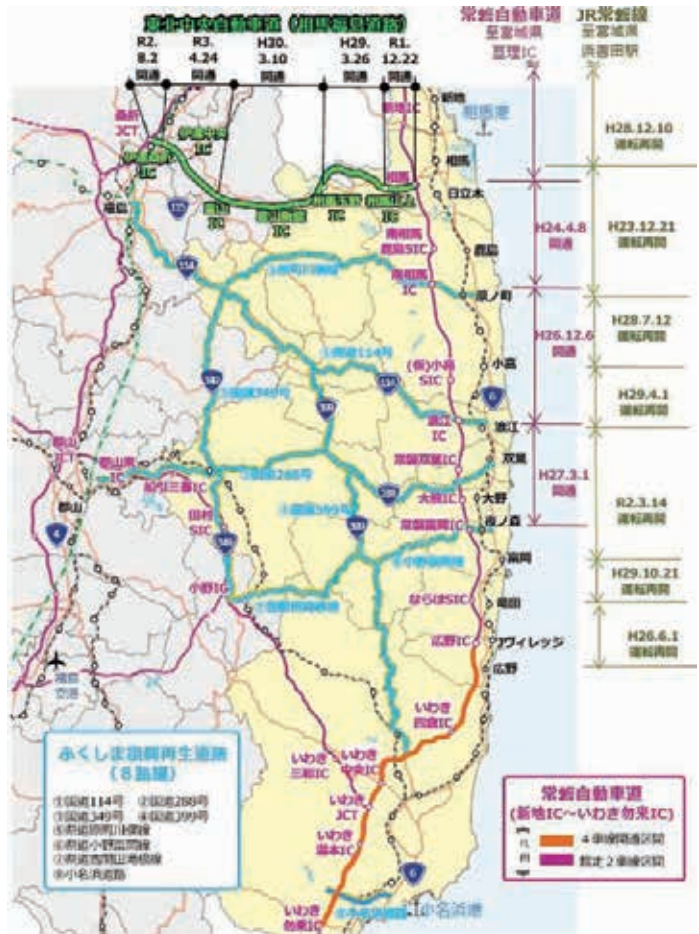


防波堤の復旧・整備工事についてもおおむね完了し、帰還困難区域内の3箇所を残すのみとなった。

津波被災地においては、総合的な防災力の高い復興まちづくりを進めるため、海岸堤防の嵩上げや防災緑地、土地利用の再編（防災集団移転、区画整理等）、道路整備を一体的に組み合わせた多重防御が進められている。



災害復旧にかかる道路等の交通網の状況



出典：福島県「ふくしま復興のあゆみ（第31.1版）」



津波による被災の様子（広野町浅見川地区）



海岸堤防等の整備後（広野町浅見川地区）

出典：福島県「東日本大震災・原子力災害10年の記録」

イ 暮らしの再建

◆復興（災害）公営住宅の整備

災害公営住宅（地震・津波避難者）

完成 2,807 戸 **100%**

復興公営住宅（原発避難者）

(完成 4,767 戸
／4,890 戸) **97.5%**

令和3年6月末現在

保留中 **2.5%**

復興公営住宅（帰還者等）

(完成 600 戸
／704 戸) **85.2%**

令和4年6月末現在

整備中 **14.8%**

復興（災害）公営住宅は、「地震・津波避難者向け」、「原発避難者向け」、「帰還者向け」の大きく3つに区分けされ、そのうち「地震・津波避難者向け」は全戸完成、「原発避難者向け」も保留分を除き完成した。

今後避難指示解除に向け、帰還者等の公営住宅が順次整備される予定である。

◆復興まちづくり

被災市街地復興土地区画整理事業

完成 8 地区 **100%**

防災集団移転促進事業

完成 47 地区 **100%**

新地町、いわき市など全8地区において土地区画整理事業が実施され、令和4年3月の富岡町曲田地区を最後に完了した。

また防災集団移転促進事業は、新地町、相馬市など全7市町47地区において実施され、令和2年3月の浪江町の宅地造成工事完了に伴い、全地区の工事が完成している。



県内最初の復興公営住宅（原発避難者）（郡山市日和田）
平成26年11月より入居開始



勿来酒井団地（原発避難者）（いわき市）

出典：福島県「東日本日和田団地（郡山市）の完成写真」（ふくしま復興ステーション）「大震災・原子力災害10年の記録」



富岡町曲田地区（土地区画整理事業）



新地町雁小屋団地（防災集団移転）

出典：福島県「浜通り地方の復旧・復興～10年間の取組～」

ウ 産業の復興

◆津波被災農地の営農再開状況



津波被害があった地域において、再開可能面積が7割程度まで回復している。

また、避難指示等のあった12市町村においても農地の除染や作付実証、放射性物質の吸収抑制対策など営農再開に向けた取組が進められている。



大区画ほ場整備（いわき市）



大規模大豆栽培（新地町）



米の収穫（広野町）



全量全袋検査（二本松市）

出典：福島県「東日本大震災・原子力災害10年の記録」
 復興庁「被災地からの米の出荷 [平成25年10月10日]」
 東京都支援活動報告書（平成27年3月発行）

◆水産業の復興の取組状況

東日本大震災では10漁港が被災したが、令和3年11月の請戸漁港の復旧により、全ての漁港の復旧工事が完了した。

福島県の沿岸漁業及び底びき網漁業は、原子力発電所事故の影響により、長期にわたり操業自粛を余儀なくされたが、この間に漁協の放射性セシウムの自主検査等による安全な県産水産物の出荷体制が構築された。

平成24年6月に開始された試験操業は終了し、令和3年4月から本格操業へ向けた移行期間として、生産量・生産額の回復を目指し、操業の拡大や販路の開拓等の取組が進められている。



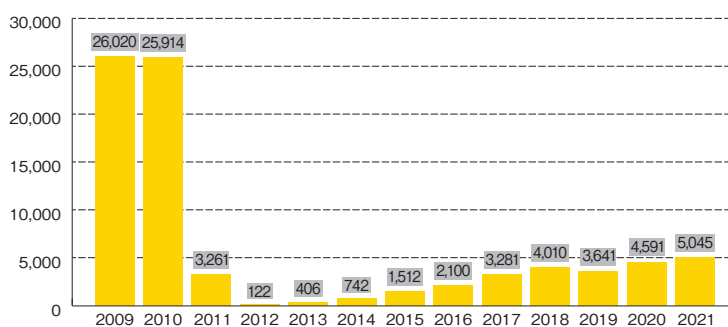
試験漁業開始（いわき市）



試験操業初水揚げ（相馬市）

出典：福島県「東日本大震災写真集」

沿岸漁業の漁獲量の推移（沖合底曳網漁業を含む）



出典：復興庁「震災復興の取組」及び福島県水産課調べ

エ 震災記憶の伝承

◆東日本大震災・原子力災害伝承館

未曾有の複合災害を経験した福島県の被災の実情や県民の記憶、復興に向けた歩みを国内外に発信し、後世につないでいくため、令和2年9月、双葉町に東日本大震災・原子力災害伝承館が開館。

東日本大震災及び原子力災害の記憶と教訓を伝承していくとともに、地域の防災力向上や交流を通じて地域活性化が図られている。



出典：東日本大震災・原子力災害伝承館ホームページ

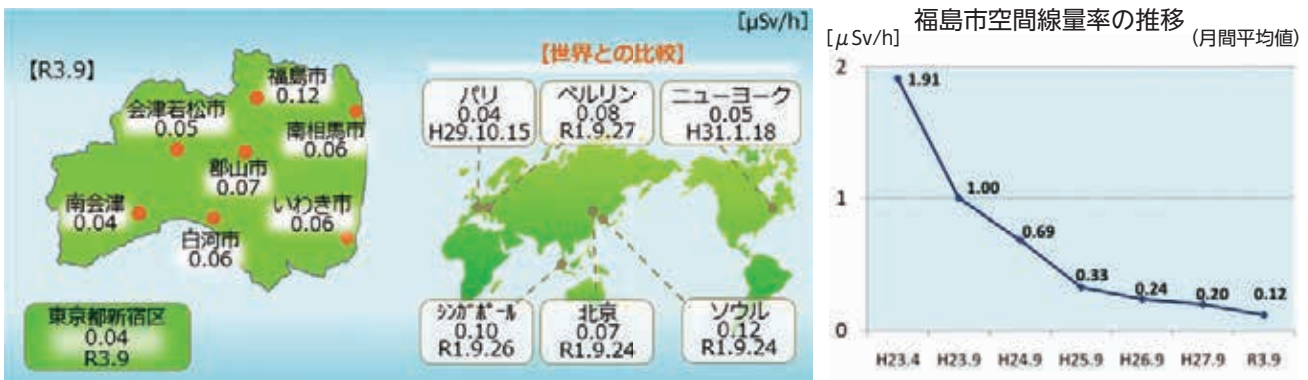
オ 避難指示区域等の状況

◆県内の空間線量の減少及び避難指示区域の縮小

自然減衰や除染により県内の放射線量は大幅に減少し、令和3年9月の福島市の月間平均空間線量が0.12 μ Sv/hになるなど、世界の主要都市と同水準まで低下している。

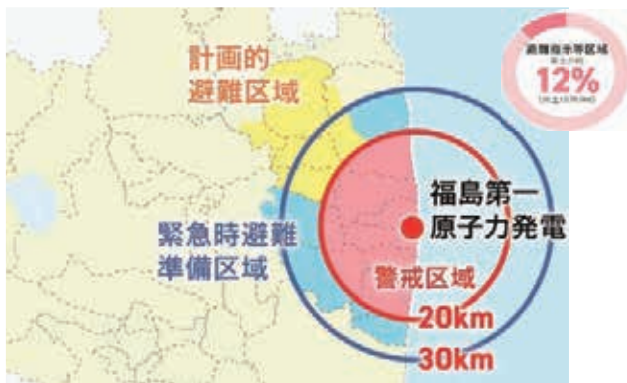
避難指示区域についても順次解除が進み、平成23年4月時点で県土の約12%だった避難指示等区域の面積が令和2年3月時点で約2.4%まで減少した。

現在は特定復興再生拠点区域の避難指示の解除に向け、除染・家屋等の解体や公共インフラの復旧、医療・介護等生活環境整備が進められている。



出典:福島県「ふくしま復興のあゆみ (第31.1版)」

避難指示区域面積の状況 (平成23年4月23日)



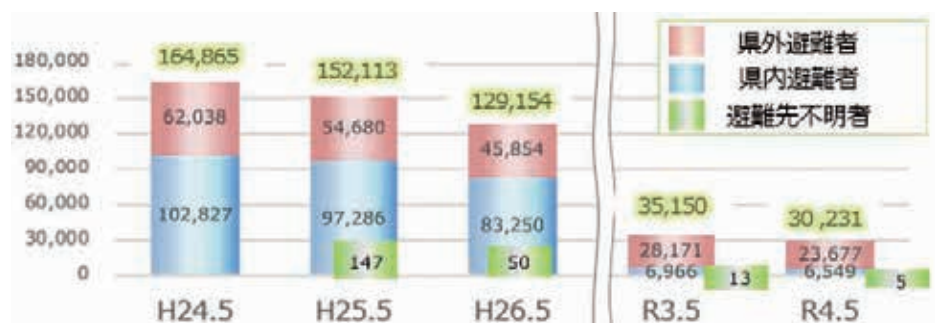
出典:福島県「東日本大震災・原子力災害10年の記録」

避難指示区域面積の状況 (令和2年3月10日)



◆避難者の推移

避難者は平成24年5月の16万4,865人をピークに減少してきているものの、令和4年5月時点においても3万人を超える方々が避難を続けており、避難をされている方々への支援を継続していく必要がある。



出典:福島県「ふくしま復興のあゆみ (第31.1版)」

カ 復興の軌跡

○相馬市松浦川漁港



津波が押し寄せた海岸



船が戻った松川浦漁港

○新地町 JR 常磐線新地駅周辺



津波で押し潰された JR 常磐線の車両 (新地町)



JR 常磐線 新地駅周辺の市街地整備

○浪江町



津波被害とともに避難指示区域となった浪江町



水産業共同利用施設等も再興した請戸漁港

○いわき市薄磯地区



津波により海岸が消滅



薄磯地区の整備後の様子

出典：福島県「東日本大震災写真集」[東日本大震災・原子力災害 10 年の記録]
福島県土木部「浜通り地方の復旧・復興～10 年間の取組～」
相馬港湾事務所「相双の復興は港から」(平成 30 年 3・11 特集号)

福島県浪江町「なみえ復興レポート」(令和 4 年 9 月)
復興庁「写真で見る復興」(福島)
東京都支援活動報告書(平成 25 年 3 月発行)